

曲告が 始まります



なります。 入に対して課税されることに 度市・道民税は平成18年の収 されます。 収入に応じて1年遅れで課税 る所得税とは異なり、前年の 市・道民税は源泉徴収され 従って、平成19年

2月16日から市役所ロビー に申告会場を開設

市・道民税の申告を受け付け ビーに申告会場を開設して、 市 は、本年度から市役所ロ

> ら午後5時までです。 まで(土曜日、 月16日(金)から3月15日(木) 日を除く)の午前9時30分か 開設期間および時間は、2 日曜日、祝祭

時の申告会場を開設しており ましたが、本年度より市役所 で、ご留意願います。 ロビーに集約いたしましたの 文化会館等、市内数カ所に臨 なお、前年まで児童会館や

市・道民税を申告しな ければならない方

して申告しなければなりませ 室市に住所がある方は原則と 平成19年1月1日現在、根

要はありません。 ただし、次の方は申告の必

①所得税の確定申告を行った ②平成18年中の所得が給与、 または年金のみで年末調整を

行った方 ただし、雑損控除、 医療費

> 控除を受ける場合は、 控除または寄付金控除等の諸 必要となります。 申告が

> > えた額

(ただし、

合計所得金

額が⑩万円以下の方は自分の

所得の5%を超えた額)

が控

除になります。

申告に必要なも

となります。 申告には、 次のものが必要

- 証明書 源泉徴収票または支払者の
- するもの 保険の満期金の収入を証明
- 個人事業主の方は収入と経
- どの課税所得控除証明書 生命保険料、 損害保険料な
- 費に係る領収書

れる方 医療費控除を受けら

医療費控除は、 10万円を超

ただし、平成17年1月1日

必要な書類をあらかじめ用意しましょう。

れや誤った申告で、

ります。

の所得税の確定申告の受付が2月16日(金)から始ま 平成19年度の市・道民税の申告および平成18年分

期間は3月16日(木)までの1カ月間です。申告忘

不利益を受けることのないよう

②収入を証明するもの

③控除を証明するもの 費を証明するもの

社会保険料 介護保険など)の領収書 (国民健康保険)

医療費控除を行う方は医療 料)控除証明書(社会保険 社会保険料(国民年金保険 庁発行)または領収書

なります。 日までの期間のものが対象に ※領収書の日付は、平成18年 1月1日から平成18年12月31

> 象となりませんのでご注意く の所得割の税率が10%(市民 度〉)が廃止されました。 税所得割額の7.5%〈2万円限 ださい。 場合は、その部分は控除の対 を受けるための所定の様式 ないに関わらず、市・道民税 源移譲により、所得の多い少 給付金などが支払われている ありますのでご利用ください。 ☆税源移譲により所得割の税 ていた定率減税(個人住民 ☆定率減税が廃止されました。 「医療費の明細書」を用意して 【その他のお知らせ】 平成11年度から制度化され 率が改正されました。 なお、医療費を補てんする 申告会場には、 医療費控除

「三位一体改革」に伴う税

税6%、道民税4%)の 税率に改正されました。 比例

☆満65歳以上の方の非課税措 置は廃止されています。

成18年度から廃止されていま 用されていた非課税措置は平 得金額が沿万円以下の方に適 満65歳以上の方で、合計所

〔広報ねむろ'07.2月号〕